

事務事業マネジメントシート(令和 5年度実績と令和 6年度計画)

令和 6 年 8 月 19 日 更新

事務事業名		福祉手当支給等事業				☐ マニフェスト関連 ☐ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	2	福祉の健康			所属部	健康福祉部	課長名	小畑 英之
	施策	8	障がい者(児)の自立と社会参加の促進			所属課	福祉課	担当者名	深見 真子
	施策の柱	29	障がい者(児)への総合的な支援及び福祉サービスの充実			所属班	障がい福祉班	(内線)	1157
予算科目		会計一般	款3	項1	目3	事業連番10521	根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、 合志市障害児福祉手当及び特	
終了、開始年度		☐ 5年度で終了 ☐ 5年度から開始				事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 18 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要(PLAN)

【事業の内容】	在宅の重度障がい者(児)本人また扶養者に対し、経済的負担への軽減措置を目的として、手当を支給する事業(所得による支給制限あり)。 障がい者の生活の基盤となる所得保障制度を確立するため開始された。 手当種類は以下4つ ①特別障害者手当: 精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給される手当。本人に年4回支給。 ②障害児福祉手当: 精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給される手当。本人に年4回支給。 ③経過福祉手当: 従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も受給されない方に支給される手当。本人に年4回支給。 ④特別児童扶養手当(1級)(2級): 20歳未満の精神又は身体に中程度以上の障がいのある児童を家庭で監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育している方(養育者)に対し支給される手当。扶養者に年3回支給。 (以下①～③を手当3種、④を特児とする) 特別児童扶養手当進達事務は事業名福祉手当支給等事業の中で対応している。
【業務の流れ】	①申請受付②審査・決定③給付④国・県負担金を請求 決定: (手当3種) 市による決定(特児) 県による決定 給付: (手当3種) 5.8.11.2月にそれぞれ前月までの3ヵ月分を支給 (特 児) 4.8.12月にそれぞれ前月までの4ヶ月分を支給
【主な予算費目】	需用費、役務費、扶助費
【意見や要望】	特になし

1 現状把握の部(DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分	
①手段(主な活動) 5年度実績(5年度に行った主な活動)(DO) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当受給資格者に対し手当を支給した。また、特別児童扶養手当の進達事務を行った。障害児福祉手当の人数は横ばいであるが、特別障害者手当の人数は年々増加傾向である。 【障害児福祉手当】 令和3年度 63人 令和4年度 62人 令和5年度 62人 【特別障害者手当】 令和3年度 148人 令和4年度 155人 令和5年度 161人		6年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当受給資格者に対し手当を支給 特別児童扶養手当の進達事務	
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)		(単位)	予算の主な増減の理由
→ ア 受給者数(基準: 年度当初)		人	受給者数の増加に伴う扶助費の増
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等		②対象指標(対象の大きさを表す指標)	
在宅の重度障がい者(児)およびその扶養者		→ ア 申請件数	件
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		③成果指標(意図の達成度を表す指標)	
経済的負担を軽減し福祉の進達を図る		→ ア 受給するようになった対象者数	人
*③成果指標設定の理由と 6年度目標値設定の根拠			総トータルコスト
福祉の進達ができ件数を受給するようになった対象者数で把握する			全体計画
			～ 年度
			0

(2)各指標・総事業費 の推移		単位	3年度 実績(決算)	4年度 実績(決算)	5年度 目標(当初予算)	5年度 実績(決算)	6年度 目標(当初予算)	7年度 予定	8年度 見込	9年度 見込	
① 活動指標	人		432	452	450	476	450	450	450	450	
② 対象指標	件		266	339	300	320	300	300	300	300	
③ 成果指標	人		28	20	10	24	10	10	10	10	
投資 入費 量	事業 内訳	国庫支出金	千円	27,624	27,807	30,518	31,300	34,730	33,698	33,698	33,698
		都道府県支出金	千円								
		地方債	千円								
		その他	千円	101	591		259				
		繰入金	千円								
		一般財源	千円	9,490	9,190	10,090	9,962	11,587	11,243	11,243	11,243
	(A) 事業費計	千円	37,215	37,588	40,608	41,521	46,317	44,941	44,941	44,941	
		(A)のうち指定経費	千円	36,985	37,353	40,355	41,268	46,058	44,682	44,682	44,682
		(A)のうち時間外、特勤	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件 費	正規職員従事人数	人	5	5	5	5	5	5	5	5
		延べ業務時間	時間	880	1,860	1,800	630	1,800	1,800	1,800	1,800
		(B)人件費計	千円	3,440	7,079	7,171	2,294	7,171	7,171	7,171	7,171
トータルコスト(A)+(B)		千円	40,655	44,667	47,779	43,815	53,488	52,112	52,112	52,112	

事務事業名	福祉手当支給等事業	所属部	健康福祉部	所属課	福祉課
-------	-----------	-----	-------	-----	-----

2 評価の部（CHECK）

*原則は5年度の後評価、ただし複数年度事業は5年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 5年度目標達成度評価	☒ 達成した ☐ 達成しなかった ⇒【原因】 特別児童扶養手当と特別障害者手当について、転入者や申請者が増えたことにより受給者数が増えた。
	② 6年度目標達成見込み	☒ 目標達成見込みあり⇒【理由】 県の研修会への参加、手引きを参考にして、必要知識の向上を図る。判定が難しい症例については、県と協議を行う。 ☐ 目標達成は厳しい⇒【理由と対策】
有効性評価	③ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 法律で定められている事業であり、直接的な向上余地はない。 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある（具体的な手段、事務事業） ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ☒ 他に手段がない ⇒【理由】 平成23年度より（事業連番 11196）特別児童扶養手当進達事務事業を統合し、この事業名を福祉手当支給等事業へ変更した
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 法律により定められており、削減できない。 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 審査・支払等を円滑に進めるためには、今の人員と業務時間が必要。 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 法律で定められており、公平・公正である。 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】
役割分担評価	⑧ 行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 法律により調査員は任命されており、移行は難しい。 ☒ 役割分担は適正である ⇒【理由】

3 評価結果の総括（CHECK）

経過的福祉手当については受給者の高齢化等により減少傾向にあるが、その他の手当については増加傾向にあり、在宅の重度障がい者（児）の生活基盤となる所得保障制度であり継続実施する。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（ACTION）